

自分で育てる、自分の年金

# iDeCo

[イデコ]

老後のために、  
いま、できる、こと。  
イデコ

＼ iDeCoは3つの税制優遇 ／

掛金全額  
所得控除

運用益も  
非課税  
で再投資

受け取る時も  
大きな  
控除



国民年金基金連合会



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

年金を増やすための、  
新しい選択肢

iDeCo  
[イデコ]



## iDeCoとは?

iDeCoは、自分で決めた額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めていける年金制度です。原則、年金資産は60歳から受け取ることができます。

※万一、60歳前にお亡くなりになっても、そのご遺族が年金資産を受け取ることができます。

### ①自分で拠出

自分で設定した掛金額を拠出して積み立てていきます。

### ②自分で運用

自分で選んだ運用商品（定期預金、保険商品、投資信託）で掛金を運用し、老後の資金を準備します。

### ③年金受取

受取額は、拠出した掛金の合計額や、運用成績によって、一人ひとり異なります。

「元本確保型」の商品もありますが投資信託等の商品の場合は元本を下回る可能性もあります。

金融機関を選んで  
iDeCoに加入

スタート

運用益

掛金

年金資産  
受け取り

積立期間

60歳

# iDeCoの加入資格

iDeCo公式サイトで「5秒」でわかるiDeCo加入診断ができます！

加入区分	加入対象となる方	加入できない方
国民年金の 第1号被保険者	日本国内に居住している 20歳以上60歳未満の自営業者、 フリーランス、学生など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業者年金の被保険者</li> <li>■ 国民年金の保険料納付を免除（一部免除を含む）されている方（ただし、障害基礎年金を受給されている方等は加入できます）</li> </ul>
国民年金の 第2号被保険者	60歳未満の厚生年金の被保険者 (サラリーマン、公務員)の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ お勤めの企業で、企業型確定拠出年金に加入している方（ただし、企業型確定拠出年金規約で個人型同時加入を認めている場合は加入できます）</li> </ul>
国民年金の 第3号被保険者	20歳以上60歳未満の厚生年金に 加入している方の被扶養配偶者の方	—



## iDeCoなら、転職時も安心！

例えば、結婚して会社員から専業主婦になったり、転職して自営業に変わった場合でも、引き続き「iDeCo」の加入者として掛金を拠出し、資産を運用することができます。

※ただし、転職して新たに企業型確定拠出年金に加入する場合は、その企業が規約でiDeCo加入を認めているかどうかを確認してください。



## ご注意事項

### 手数料について

#### ①国民年金基金連合会の手数料

iDeCoの実施者である国民年金基金連合会は、その事務費用に充てるために、個人型年金規約に基づいて、加入者の方や企業型確定拠出年金からの移換者の方（加入者及び運用指図者）に以下の手数料をご負担いただいています。

**加入・移換時手数料(初回1回のみ)：2,829円**

加入者の方や企業型確定拠出年金からの移換者の方（加入者及び運用指図者）について、加入時又は移換時に手数料として2,829円をご負担いただけます。加入者の方については、初回の掛金又は企業型確定拠出年金から移換された資産のうちから、企業型確定拠出年金から資産を移して運用指図者となる方については、移換された資産のうちからそれぞれ差し引きます。

**収納時手数料(収納の都度)：105円**…掛金の収納の都度、掛金のうちから105円をご負担いただけます。

**還付手数料(その都度)：1,048円**…国民年金の未納月が判明した場合等、当該月のiDeCoの掛金を加入者にお返し(還付)する必要がある場合、手数料として還付金のうちから1,048円を差し引きます。

### iDeCo加入検討にあたっての留意事項

#### 60歳になるまでは、原則として受給できません

確定拠出年金は60歳にならないと原則として資産を引き出すことができません。確定拠出年金の通算加入者等期間が10年以上あれば、60～69歳の間に年金受給の請求ができます。しかし、通算加入者等期間が短くなると、年金受給の開始時期が遅くなります。

#### ②運営管理機関(金融機関等)の手数料

運営管理機関(金融機関等)は、加入者や運用指図者の方に対して、iDeCoの運営上、必要となるサービスを提供していることから、その対価として手数料を設定しています。運営管理機関(金融機関等)のサービスや手数料の内容・水準等は、運営管理機関によって違いがありますので、各運営管理機関の特色を加味したうえでご確認ください。また、事務委託先金融機関(信託銀行)の手数料(iDeCoの資産を管理する信託銀行の管理手数料)が別途、かかります。

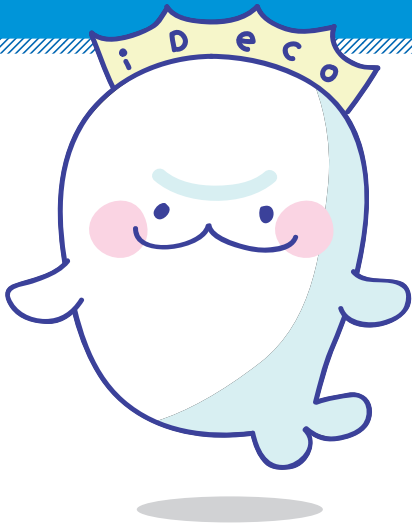
#### ③運用商品の手数料

運用商品によっては、投資信託の信託報酬等、手数料がかかる場合があります。手数料は運用商品により異なります。詳しくは、各運営管理機関(受付金融機関)にお問い合わせください。

#### 給付額は運用成績により変動します

確定拠出年金は、将来、受け取れる額があらかじめ確定しているわけではありません。資産の運用はご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。運用商品の中には、元本が確保されていないものもありますので、商品の特徴をよく理解したうえで運用商品をお選びください。

# 掛金について



掛金(かけきん)とは、積み立てていける金額のこと。月々5,000円から、1,000円単位で設定することができます。基本的に60歳になるまでは引き出せないため、自分が無理なく積み立てていける金額をよく考えて設定する必要があります。\*

掛金の限度額は、公的年金の加入区分等により、それぞれ異なります。

※掛金額は、年1回見直しができます(変更届が必要です)。

## 掛金の「年単位拠出」について

iDeCoの掛金は、基本的に毎月同じ金額を拠出(積み立て)することになっていますが、2018年1月から、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出(年単位拠出)していただくことも可能になりました。

※「年単位拠出」の取り扱いには、詳細なルールがございます。くわしくは各運営管理機関(受付金融機関)にお問い合わせください。

# 金融機関の選びかた

銀行や証券会社など、さまざまな金融機関がiDeCoを取り扱っていますが、選ぶことができるのは1社のみ。下記のポイントに気をつけて、よく比較検討してみましょう。

## 金融機関を選ぶ3つのポイント

### 1 運用商品

金融機関ごとに、運用商品ラインナップは異なります。ご自身で運用したい運用商品があるかどうか、それぞれのメリットを比較してみましょう。

### 2 サービス

ホームページやコールセンター、書類のわかりやすさも大切です。掛金額や運用商品を選ぶ際に、説明や案内の方法が自分に合っているかどうか確認しましょう。

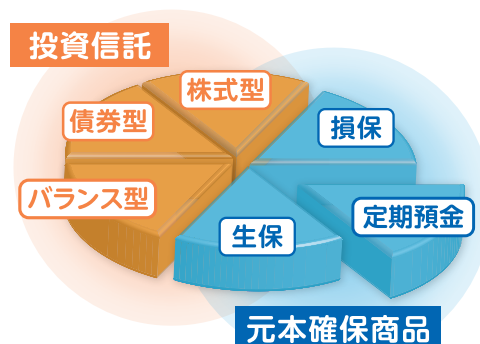
### 3 手数料

開設した口座にかかる毎月の管理手数料も、金融機関によって異なります。サービス内容と併せて検討してみましょう。

# 運用商品の種類

ご自身のニーズに合わせて  
運用する商品の配分や組み合わせ等を  
決めることができます。

受け取り額は運用成績によって変わります。  
リスクを十分考慮したうえで配分を決定しましょう。



## 年金資産の受け取りかた

iDeCoの年金資産の受け取りかたは、次の3通りから選ぶことができます。  
受け取り可能な年齢は、原則60歳からです。

方法

1

### 定期的に受け取る(年金)

5年から20年の間で期間を設定し、年金として定期的に受け取れます。  
月々の年金額に余裕をプラスしたい場合におすすめです。

※金融機関によっては、終身年金として受け取れる商品もあります。

方法

2

### 一括で受け取る(一時金)

70歳になるまでの間に、一括で一時金を受け取れます。  
まとまった資金が必要な場合におすすめです。

方法

3

### ①と②を組み合わせる

運営管理機関によっては、年金と一時金を合わせて受け取る方法を選べることもあります。ご希望の場合は、加入前に確認してみましょう。



### ！ 受け取り年齢の注意点

60歳から年金資産を受け取るには、iDeCoに加入していた期間等(通算加入者等期間)が10年以上、必要です。通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始が可能となる年齢が繰り下げられます。

#### 加入期間等に応じた受給開始可能年齢

10年以上	→ 60歳	8年以上10年未満	→ 61歳
6年以上8年未満	→ 62歳	4年以上6年未満	→ 63歳
2年以上4年未満	→ 64歳	1年以上2年未満	→ 65歳

※70歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が、傷病が続いた状態で一定期間(1年6ヵ月)を経過した場合には、障害給付金を受給できます。※加入者等が死亡した場合には、そのご遺族が死亡一時金を受給できます。

# iDeCo を選ぶメリット

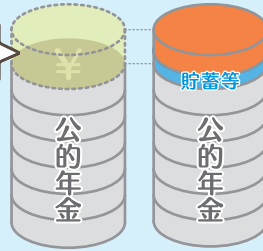
[イデコ]

私たちの「老後」は20年以上!

豊かな老後を過ごすためには  
今から備えを始めることが大切です。



豊かな老後に  
必要な資金



## iDeCo

公的年金にプラスできる  
「もうひとつの年金」を!



## iDeCo 3つの税制優遇

通常、金融商品などを運用すると、掛金や運用益に税金がかかりますが、iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置が講じられています。

掛金が  
**全額**  
所得控除

税が軽減  
されます



iDeCo  
非加入



iDeCo  
加入



掛金が仮に毎月1万円で、所得税(20%)・住民税(10%)とすると、  
年間36,000円、税が軽減されます。

iDeCoで運用

運用益は全額資産

運用益も  
非課税  
で再投資



課税



iDeCo以外で運用 税金がかかる

通常、金融商品の運用益には税金  
(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、  
iDeCoなら非課税\*で再投資されます。

\*運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

受け取る時も  
大きな  
控除

公的年金等  
控除

退職所得  
控除

定期的に受け取り(年金)

一時金で受け取り

年金には「公的年金等控除」、一時金には「退職所得控除」という大きな控除  
が受けられます。



＼ 老後のために加入を検討しよう! ／

## iDeCo加入申込までの流れ

- 金融機関のWebサイトやコールセンターへの相談で情報収集**  
 興味のある金融機関に問い合わせてみましょう。一部の金融機関では窓口でも相談できます。
- 金融機関を選んで、申込用紙などを入手**  
 金融機関を選ぶポイント(P3参照)を考慮しながら、自分に合った金融機関を選びましょう。
- 掛金を決める**  
 まずは自分の掛金限度額を調べてみましょう。限度額の範囲内で、無理のない金額を設定することが大切です。
- 運用商品を選ぶ**  
 商品の特徴やリスクを十分に理解したうえで、自分に合った運用商品を選びましょう。後から運用商品を変更することもできます。
- 申込用紙に記入・提出**  
 金融機関から送付された申込用紙に記入し、必要書類とともに提出しましょう。厚生年金に加入している方は、勤務先に証明をもらう必要があります。



さらに詳しく知りたい方は、こちらもチェックしてデコ!



### iDeCo公式サイト

[www.ideco-koushiki.jp](http://www.ideco-koushiki.jp)

イデコ

検索



### iDeCoアプリ

ゲームや運用シミュレータ、iDeCoに関する最新ニュースをアプリでお届け! ぜひお役立てください。

〈Android版〉



※Android要件:5.0以上

〈iPhone版〉



※iOS要件:9以上

制度についてのお問い合わせはイデコダイヤルへ



# 0570-086-105

050で始まる電話でおかけになる場合は03-6731-9898

受付時間平日 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません)

※ご加入のお申し込みはできません。お申し込みは運営管理機関へ。※このナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも1分10円の通話料金がかかります。また、携帯電話からおかけになる場合は、全国どこからでも20秒10円の通話料金がかかります。※03-6731-9898におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

本パンフレットは、どなたでも複製・転載していただけます。  
ただし、本パンフレットの内容(図画・文章・データ等を含む全て)の修正・加工・改変はご遠慮ください。